

特定施設入居者生活介護 利用契約書

様（以下、「契約者」といいます）と養護老人ホーム四條畷荘定特定施設入居者生活介護事業所（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が契約者に対して特定施設入居者生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、特定施設入居者生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、この契約書の利用開始日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の30日前までに、契約者から事業者に対して、解約書により契約終了の申出がない場合、かつ、契約者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合には、この契約は更新されるものとします。

第3条（特定施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます。

- ① 契約者について解決すべき課題を把握し、契約者の意向を踏まえた上で、特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成し同意を得ます。
- ② 必要に応じて特定施設サービス計画を変更します。
- ③ 特定施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を契約者に説明し同意を得ます。
- ④ 特定施設サービス計画を作成した際は、当該計画を契約者に交付します。

第4条（特定施設入居者生活介護のサービスの内容）

事業者は、次のサービスを提供するほか必要な援助を提供します。

- （1）基本サービス（特定施設サービス計画の作成、契約者の安否の確認、契約者の生活相談等）
- （2）介護サービス（入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話）

- 2 事業者は、サービス提供に当たり、契約者又は他の入居者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに身体を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰

ベルトや Y 字型抑制帯をつける、抑制着を着せる、居室の外から鍵を掛ける、行動を落ち着かせるために精神作用を減衰させる薬（向精神薬）を過剰に使う等の方法による身体的拘束を行いません。

第 5 条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、契約者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう契約者を援助します。

- 2 事業者は、契約者が希望する場合は、要介護認定の申請を契約者に代わって行います。

第 6 条（サービスの提供及び保管）

事業者は、契約者に対する特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を作成することとし、この契約終了後 5 年間保管します。記録の内容は次のとおりとします。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 市町村への通知に関する事項の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 2 契約者は、前項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第 7 条（料金）

契約者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 契約者は、当月請求額の毎翌月 22 日に、自動振替の方法で事業者を支払います。
(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)
- 3 事業者は、契約者に対し、請求書及び領収書を発行します。

第 8 条（契約の終了）

契約者は、事業者に対して 30 日間の予告期間において解約書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、契約者に対して 15 日間の予告期間において解約書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず振替日より 15 日間以内に支払われない場合
 - ② 契約者が、病院等に入院し、明らかに 3 ケ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後 3 ケ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

- ③ 契約者が、事業者やサービス従業者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ④ 契約者の健康状態や生活状況が、他の入居者の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や、通常のサービスでこれを防止することができないと判断される場合
- 3 契約者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合には、当該認定の開始日の前日をもってこの契約は自動的に終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 契約者が事業所を退去した場合
 - ② 契約者が死亡した場合
 - ③ 事業者が、介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の事業所指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
 - ④ 契約者が、事業者の定特定施設生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合

第9条（退去時の援助）

事業者は、契約の終了に際し、契約者及びその家族の希望、契約者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

第10条（個人情報）

事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、契約者及びその家族から予め個人情報授受委任同意書を得ない限り、居宅介護支援事業者、介護保険施設等に対し契約者及びその家族の個人情報を提供しません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対してその割合に応じ、損害を賠償します。

- 2 以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を負いかねます。
- ① 契約者が契約時に、その心身の状況及び疾病等の重要事項について、故意又は不実の告知を行ったことが原因で発生した損害
 - ② 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないことによって発生した損害
 - ③ 契約者が、事業者もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為が原

因で発生した損害

- 3 契約者は、事業者の財産や、他の入居者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、相手に対してその割合に応じ損害を賠償します。

第12条（連絡義務）

事業者は、契約者の状態が急変した場合は、協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を行うとともに、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、契約者からの相談には迅速に対応し、事業者の設備又はサービスに関する契約者の要望、苦情等に対し誠意をもって可能な限り対応します。

第14条（善管注意義務）

事業者は、契約者にサービスを提供するに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第15条（通知義務）

契約者は、契約書記載事項に変更が生じた際には、速やかに事業者に届出ます。

第16条（契約の変更）

契約者と事業者は、締結した本契約の内容に変更が生じる際には、当該変更される内容に係る書面を速やかに取り交わします。

第17条（誠意協議）

本契約に定めのない事項が生じた場合、又は本契約について疑義が生じた場合は、契約者と事業者は、互いに誠意をもって協議のうえ解決に当たるものとします。

やむを得ず訴訟提起にいたる場合には、事業者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名または記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

サービス開始年月日 令和 年 月 日

事業 者	法人所在地	〒 5 6 2 - 0 0 1 2 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 5 0 号
	法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	代表者名	理事長 行松 英明
	事業所所在地	〒 5 7 5 - 0 0 4 3 四條畷市北出町 28 番 1 号
	事業所名	養護老人ホーム四條畷荘
	管理者職氏名	特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真壁 卓也 印
	電話番号	0 7 2 (8 7 8) 2 6 8 1
	介護保険事業所番号	2 7 7 5 7 0 0 5 6 6

契約者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印
身元引受人	住所	〒
	氏名	印

氏名	住所	関係	電話番号
	〒		(自宅・勤務先・携帯)
	〒		(自宅・勤務先・携帯)

契約担当者氏名 家 常 大 印